平成二十八年度	○・○一二
平成二十九年度	○・○一一
平成三十年度	○・○一○
令和元年度	○・○○九
令和二年度	○・○○八
令和三年度	○・○○六

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「四・二一五」を「四・三二九」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。附則第三条において「昭和六十一年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項の表第五条の二の項中「七十一万二千円」を「七十三万円」に改め、同表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「九万六百円」を「九万七千八百円」に改める。

第九十四条及び第百十七条中「十一万三千五百円」を「十一万六千五百円」に改める。

第百三十六条第一項の表中「二九、一〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「五八、五〇〇円」を「六〇、四〇〇円」に、「八七、六〇〇円」を「九〇、四〇〇円」に、「一一七、一〇〇円」を「一二〇、八〇〇円」に、「一四六、三〇〇円」を「一五一、〇〇〇円」に、「一七五、六〇〇円」を「一八一、二〇〇円」に、「二〇五、〇〇〇円」を「二一一、六〇〇円」に、「二三四、二〇〇円」を「二四一、七〇〇円」に、「二六三、四〇〇円」を「二七一、八〇〇円」に、「二九二、五〇〇円」を「三〇一、九〇〇円」に、「三二二、〇〇〇円」を「三三二、三〇〇円」に、「三五一、三〇〇円」を「三六二、五〇〇円」に、「三八〇、五〇〇円」を「三九二、七〇〇円」に、「四〇九、六〇〇円」を「四二二、七〇〇円」に、「四三八、八〇〇円」を「四五二、八〇〇円」に、「四六八、二〇〇円」を「四八三、二〇〇円」に、「四九七、三〇〇円」を「五一三、二〇〇円」に、「五二六、七〇〇円」を「五四三、六〇〇円」に、「五五六、二〇〇円」を「五七四、〇〇〇円」に、「五八五、三〇〇円」を「六〇四、〇〇〇円」に、「六一四、六〇〇円」を「六三四、三〇〇円」に、「六四三、八〇〇円」を「六六四、四〇〇円」に、「六七三、一〇〇円」を「六九四、六〇〇円」に、「七〇二、二〇〇円」を「七二四、七〇〇円」に、「七三一、五〇〇円」を「七五四、九〇〇円」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「八・八五五」を「八・九一四」に、「八・三四一」を「八・三九七」に、「七・八五四」を「七・九〇七」に、「七・三九二」を「七・四四三」に、「六・九五五」を「七・〇〇二」に、「六・五四〇」を「六・五八五」に、「六・一四七」を「六・一九〇」に、「五・七七四」を「五・八二九」に、「五・四二一」を「五・四六八」に、「四・五〇一」を「四・五四六」に、「四・一八三」を「四・二一四」に、「三・九一三」を「三・九六五」に、「三・四一四」を「三・四四一」に、「三・一八四」を「三・二〇九」に、「二・九六六」を「二・九九〇」に、「二・七五九」を「二・七八二」に、「二・五六三」を「二・五八五」に、「二・三七七」を「二・三九八」に、「二・二〇一」を「二・二二一」に、「二・〇三四」を「二・〇五三」に、「一・八七六」を「一・八九四」に、「一・七二六」を「一・七四三」に、「一・五四四」を「一・六〇〇」に、「一・四四九」を「一・四六四」に、「一・三二二」を「一・三三六」に、「一・二〇一」を「一・二一四」に、「一・〇八六」を「一・〇九九」に、「〇・九七七」を「〇・九八九」に、「〇・八七四」を「〇・八八五」に、「〇・七七六」を「〇・七八七」に、「〇・六八四」を「〇・六九四」に、「〇・五九六」を「〇・六〇六」に、「〇・五二二」を「〇・五三四」に、「〇・四三四」を「〇・四四三」に、「〇・三五九」を「〇・三六七」に、「〇・三一五」を「〇・三二七」に、「〇・二五七」を「〇・二六四」に、「〇・二〇八」を「〇・二一六」に、「〇・一六二」を「〇・一六九」に、「〇・一四五」を「〇・一五二」に、「〇・一一六」を「〇・一二九」に、「〇・〇九〇」を「〇・〇九七」に、「〇・〇六六」を「〇・〇七四」に、「〇・〇五九」を「〇・〇五三」に、「〇・〇四七」を「〇・〇五三」に、「〇・〇三四」を「〇・〇四一」に、「〇・〇二五」を「〇・〇三一」に、「〇・〇一八」を「〇・〇二四」に、「〇・〇一二」を「〇・〇一八」に、「〇・〇〇八」を「〇・〇一四」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇一一」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇一〇」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇九」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇〇八」に改め、同表に次のように加える。

令和三年度	○・○○六

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「一・二九一八一八」を「一・三二四五四五」に、「一・二八八一八二」を「一・三二〇〇〇〇」に、「一・二八七二七三」を「一・三一九〇九一」に、「一・二七七二七三」を「一・三〇九〇九一」に、「一・二六八一八二」を「一・二九四五四五」に、「一・二五七二七三」を「一・二八九〇九一」に、「一・二三一八一八」を「一・二六二七二七」に、「一・二二七二七」を「一・二五二七二七」に、「七十三万二千八百九十円」を「七十五万八百八十円」に、「七十三万四千八百九十円」を「七十五万二千八百八十円」に改め、同条第五項中「一・〇一四七三二」を「一・〇三九五九二」に、「一・〇一二八九〇」を「一・〇三七七五〇」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号イ中「四・二一五」を「四・三二九」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第七条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号。附則第四条において「北朝鮮拉致被害者支援法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・八五五」を「八・九一四」に、「八・三四一」を「八・三九七」に、「七・八五四」を「七・九〇七」に、「七・三九二」を「七・四四三」に、「六・九五五」を「七・〇〇二」に、「六・五四〇」を「六・五八五」に、「六・一四七」を「六・一九〇」に、「五・七七四」を「五・八二九」に、「五・四二一」を「五・四六八」に、「四・五〇一」を「四・五四六」に、「四・一八三」を「四・二一四」に、「三・九一三」を「三・九六五」に、「三・四一四」を「三・四四一」に、「三・一八四」を「三・二〇九」に、「二・九六六」を「二・九九〇」に、「二・七五九」を「二・七八二」に、「二・五六三」を「二・五八五」に、「二・三七七」を「二・三九八」に、「二・二〇一」を「二・二二一」に、「二・〇三四」を「二・〇五三」に、「一・八七六」を「一・八九四」に、「一・七二六」を「一・七四三」に、「一・五四四」を「一・六〇〇」に、「一・四四九」を「一・四六四」に、「一・三二二」を「一・三三六」に、「一・二〇一」を「一・二一四」に、「一・〇八六」を「一・〇九九」に、「〇・九七七」を「〇・九八九」に、「〇・八七四」を「〇・八八五」に、「〇・七七六」を「〇・七八七」に、「〇・六八四」を「〇・六九四」に、「〇・五九六」を「〇・六〇六」に、「〇・五二二」を「〇・五三四」に、「〇・四三四」を「〇・四四三」に、「〇・三五九」を「〇・三六七」に、「〇・三一五」を「〇・三二七」に、「〇・二五七」を「〇・二六四」に、「〇・二〇八」を「〇・二一六」に、「〇・一六二」を「〇・一六九」に、「〇・一四五」を「〇・一五二」に、「〇・一一六」を「〇・一二九」に、「〇・〇九〇」を「〇・〇九七」に、「〇・〇六六」を「〇・〇七四」に、「〇・〇五九」を「〇・〇六六」に、「〇・〇四七」を「〇・〇五三」に、「〇・〇三四」を「〇・〇四一」に、「〇・〇二五」を「〇・〇三一」に、「〇・〇一八」を「〇・〇二四」に、「〇・〇一二」を「〇・〇一八」に、「〇・〇〇八」を「〇・〇一四」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇一一」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇一〇」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇九」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇〇八」に改める。